

事業所税の申告・納付期限の個別延長について

新型コロナウイルスの影響により、本来の期限内に申告・納付を行うことが物理的に困難な場合、横浜市市税条例第 18 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、申告・納付期限の延長の申請をすることができます。事業所税申告書の右下の備考欄に「新型コロナウイルスによる申告納付期限延長申請」である旨を付記して提出してください。（別途申請書等を提出していただく必要はありません。）

なお、既に申告納付を済ませている場合は、何卒ご容赦ください。

詳細につきましては、横浜市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/oshirase3/20200420.html>

【延長後の申告納付期限】

申告書の提出があった日を申告・納付期限とします。

（これまで、本来の申告・納付期限から 90 日以内としていましたが、条例改正により、申告・納付等を行うことができない「理由のやんだ日」から 90 日以内に限り、その期限を延長することができることとなりました。）

※「理由のやんだ日」とは、申告・納付等の期限の延長の申請をする方が、客観的に見て、申告・納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日のことを指します。

※申告期限・納付期限は、申告書の提出日となります。申告日の翌日以降に納付した場合、延滞金がかかることがありますのでご注意ください。

【申告書への記載について】

事前の連絡や申請は不要です。

事業所税の申告書を提出する際、第 44 号様式の備考欄に「新型コロナウイルスによる申告納付期限延長申請」と「届出日」を付記してください。

eLTAX での電子申告の場合も同様に、第 44 号様式の備考欄へ付記をお願いいたします。

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
						者
						総額 (12-13-14) ㉔
						第 44 号様式を抜粋・拡大
						従業者割額 (15 × $\frac{0.25}{100}$) ㉕
						既に納付の確定した従業者割額 ㉖
						資産割額と従業者割額の合計額 (10+16) ㉗
						既に納付の確定した事業所税額 (11+17) ㉘
						この申告により納付すべき事業所税額 (18-19) ㉙
						備考 新型コロナウイルスによる申告納付期限延長申請 令和2年〇月〇日
						関与税理士氏名 ㉚ (電話 ㉛)

【事業所税の申告についてのお問い合わせ先】

財政局法人課税課 事業所税担当 TEL 045(671)4491

納付が困難な場合は、裏面をご覧ください。

【納付が困難な方】

様々な事情により、資金不足が生じて一時に納付することが困難な場合には、申請により、市税の徴収が猶予される制度がありますので、横浜市内の主たる事業所の所在する区の収納担当までご相談ください。

詳細につきましては、横浜市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/nouzei-soudan/nouzei-okomari/20200326.html>

【徴収猶予についてのお問い合わせ先】

鶴見区役所税務課	収納担当	TEL 045(510)1743
神奈川区役所税務課	収納担当	TEL 045(411)7062
西区役所税務課	収納担当	TEL 045(320)8361
中区役所税務課	収納担当	TEL 045(224)8229
南区役所税務課	収納担当	TEL 045(341)1169
港南区役所税務課	収納担当	TEL 045(847)8371
保土ヶ谷区役所税務課	収納担当	TEL 045(334)6270
旭区役所税務課	収納担当	TEL 045(954)6071
磯子区役所税務課	収納担当	TEL 045(750)2372
金沢区役所税務課	収納担当	TEL 045(788)7764
港北区役所税務課	収納担当	TEL 045(540)2291
緑区役所税務課	収納担当	TEL 045(930)2283
青葉区役所税務課	収納担当	TEL 045(978)2275
都筑区役所税務課	収納担当	TEL 045(948)2285
戸塚区役所税務課	収納担当	TEL 045(866)8386
栄区役所税務課	収納担当	TEL 045(894)8370
泉区役所税務課	収納担当	TEL 045(800)2375
瀬谷区役所税務課	収納担当	TEL 045(367)5675